

**日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設の保安規定の変更  
(廃棄物埋設施設1号埋設設備6群の放射エネルギーの管理値の変更)  
の審査結果について**

原規規発第 2311173 号  
令和 5 年 1 1 月 1 7 日  
原 子 力 規 制 庁

1. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 5 年 6 月 26 日付け 2023 埋計発第 39 号（令和 5 年 10 月 20 日付け 2023 埋計発第 129 号をもって一部補正。以下「本申請」という。）をもって、日本原燃株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 5 1 条の 1 8 第 1 項の規定に基づき申請された濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定変更認可申請書が、同条第 2 項第 1 号の規定による法第 5 1 条の 2 第 1 項若しくは第 5 1 条の 5 第 1 項の許可を受けたところ又は同条第 2 項の規定により届け出たところによるものでないことに該当するかどうか、法第 5 1 条の 1 8 第 2 項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。なお、同号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについては、第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設における保安規定の審査基準（原管廃発第 1311278 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、法第 5 1 条の 1 8 第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。なお、本審査結果においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約、言い換え等を行っている。

2. 申請の概要

本申請においては、以下の内容について申請を行うものであり、当該変更に伴い、用語の修正等の記載の適正化がなされている。

(1) 廃棄物埋設施設 1 号埋設設備 6 群の放射エネルギーの管理値の変更

1 号埋設設備の 1 群から 6 群は、既許可の廃棄体の埋設可能本数に対して約 98% が完了している（令和 5 年 4 月末時点）。

これまで 1 号埋設設備の 1 群から 6 群に定置した廃棄体のうち、廃棄体に含まれる C-14 の放射エネルギーは、既許可の C-14 の区画別放射エネルギー（1 群から 6 群の C-14 の合計放射エネルギー）に対して十分下回っているが、6 群に定置した C-14 の放射エネルギーのみで

は、6群に定置可能な放射エネルギー（1群から6群のC-14の合計放射エネルギーである区画別放射エネルギーの1/6）の約90%に達している。

上記の背景により、既許可の1群から6群の区画別放射エネルギーの範囲内で1号埋設設備の6群が受け入れ可能な放射エネルギーを当該区画別放射エネルギーの1/6から9/30に引き上げる。

なお、審査において、申請者は既許可の範囲内で6群に割り当てる放射エネルギーの引き上げを踏まえた線量評価を行っており、規制庁は申請者が実施した線量評価の結果が第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈（原管廃発第1311277号（平成25年11月27日原子力規制委員会決定））で定める線量を下回ることを確認している。

### 3. 審査の内容

#### 3-1. 法第51条の18第2項第1号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、廃棄物埋設事業の許可又は変更の許可を受けたところ等によるものでないことに該当しないと判断した。

- (1) 1号埋設設備に受け入れる廃棄体の放射エネルギー管理について、保安規定に定める1号埋設設備6群の放射エネルギーの管理値が、廃棄物埋設事業の許可又は変更の許可を受けた廃棄する核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の性状及び量の内容等と整合していること。

#### 3-2. 法第51条の18第2項第2号

規制庁は、本申請について、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和63年総理府令第1号。以下「第二種埋設規則」という。）第20条第1項各号の規定を踏まえ、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

- (1) 第二種埋設規則第20条第1項第13号（放射性廃棄物の受入れ、運搬、廃棄等）  
第二種埋設規則第20条第1項第13号に関する審査基準は、廃棄施設における廃棄の条件等が定められていること等としている。

規制庁は、1号埋設設備6群の放射エネルギーの管理値の変更は、既許可の1群から6群の区画別放射エネルギーの範囲内で1号埋設設備の6群が受け入れ可能な放射エネルギーを引き上げるものであることを確認したことから、第二種埋設規則第20条第1項第13号に関する審査基準を満足していると判断した。